 サイト内検索 (e-Gov)

ホーム > 政策評価について >

規制の事前評価(RIA)

規制の事前評価(RIA: Regulatory Impact Analysis)とは、規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法です。

「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)に基づき、平成16年10月1日から19年9月末まで各行政機関において試行的に実施されていたものです。


金融庁では、「規制影響分析(RIA)の試行的実施に関する実施要領」(内閣府規制改革・民間開放推進室作成)に沿って、規制影響分析(RIA)を試行的に実施しました。

また、「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成13年政令第323号)」の一部改正により、平成19年10月1日から、各行政機関に対して規制の新設又は改廃に係る政策の事前評価(「規制の事前評価」)の実施が新たに義務付けられました。











(注)実施義務付けの対象となる規制は、法律又は政令

平成19年度(試行的実施分を含む)

(19年9月以前(試行的実施分))

-  規制影響分析書(信託業の定義から除外する行為の明確化、自己信託の登録が必要となる多数の者が受益権を取得する場合の規定)(平成19年4月4日公表)(PDF: 26K)

(19年10月以降(義務付け以降の実施分))

-  規制の事前評価書(保険会社による信託契約と投資顧問契約等の締結の代理等を認める)(平成19年12月27日公表)(PDF: 103K)
-  規制の事前評価書(信託会社等の届出事項に、信託業法第34条第1項の規定に基づく業務及び財務の状況に関する説明書類の縦覧を開始した場合の届出を追加する。)(平成20年2月1日公表)(PDF: 71K)
-  規制の事前評価書(要旨)(PDF: 111K)、 規制の事前評価書(PDF: 117K)
(いわゆるプロ向け市場の創設)(平成20年3月3日公表)
-  規制の事前評価書(要旨)(PDF: 146K)、 規制の事前評価書(PDF: 131K)
(銀行・証券・保険会社間のファイアーウォール規制の見直し)(平成20年3月3日公表)
-  規制の事前評価書(要旨)(PDF: 105K)、 規制の事前評価書(PDF: 87K)
(金融商品取引所による金融商品類似市場の開設の解禁)(平成20年3月3日公表)
-  規制の事前評価書(要旨)(PDF: 110K)、 規制の事前評価書(PDF: 99K)

(投資信託の多様化)(平成 20 年3月3日公表)

- [規制の事前評価書\(要旨\)\(PDF:110K\)](#)、[規制の事前評価書\(PDF:117K\)](#)

(外国銀行の業務の代理・媒介制度の導入)(平成 20 年3月3日公表)

- [規制の事前評価書\(要旨\)\(PDF:107K\)](#)、[規制の事前評価書\(PDF:95K\)](#)

(銀行等の預金取扱金融機関及び保険会社の本体に対する投資助言業務の解禁)(平成 20 年3月3日公表)

- [規制の事前評価書\(要旨\)\(PDF:108K\)](#)、[規制の事前評価書\(PDF:98K\)](#)

(銀行等の預金取扱金融機関及び保険会社に対する排出権の現物取引等の解禁)(平成 20 年3月3日公表)

- [規制の事前評価書\(要旨\)\(PDF:111K\)](#)、[規制の事前評価書\(PDF:148K\)](#)

(銀行等に対する議決権保有制限の緩和)(平成 20 年3月3日公表)

- [規制の事前評価書\(要旨\)\(PDF:109K\)](#)、[規制の事前評価書\(PDF:149K\)](#)

(銀行持株会社の子会社であって銀行以外のものが特定の業務を行う場合における認可制の導入)(平成 20 年3月3日公表)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government

Copyright(C) 2008 金融庁 All Rights Reserved.

規制の事前評価(RIA)

規制の事前評価(RIA)とは

規制の事前評価(RIA:Regulatory Impact Analysis)とは、規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法です。

「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成13年政令第323号)」の一部改正により、平成19年10月1日から、各行政機関に対して規制の新設又は改廃に係る政策の事前評価(「規制の事前評価」)の実施が新たに義務付けられました。

(注)実施義務付けの対象となる規制は、法律又は政令

平成20年度実施例

- [規制の事前評価書\(信託契約代理店の届出事項等の緩和\)\(平成20年4月25日公表\)\(PDF:82K\)](#)
- [規制の事前評価書\(要旨\)\(PDF:116K\)](#)、[規制の事前評価書\(PDF:96K\)](#)
(ETF(上場投資信託)の多様化)(平成20年5月9日公表)
- [規制の事前評価書\(要旨\)\(PDF:88K\)](#)、[規制の事前評価書\(PDF:119K\)](#)
(電子債権記録機関の指定に関する規定)(平成20年6月23日公表)

<p>規制の便益</p>	<p>・信託契約代理店の届出事務の簡素・合理化。 ・所属信託業協会・所属信託会社における信託契約代理店の管理コストが低下。</p>	<p>・信託契約代理店の届出事務の簡素・合理化 ・所属信託業協会・所属信託会社における信託契約代理店の管理コストが低下。</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>本業を現状と比較すると、営業所の増設のための事務コストの増加が考えられるもの、信託契約代理店の届出事務の簡素・合理化等の便益が発生することから、全体として便益が増加すると考えられる。 また、本業と代管業を比較すると、いずれにおいても同様の便益が発生する一方、代管業においては、当局が営業所等の体制を確認できず、適切な営業体制が確保されないまま信託契約代理業が行われ利用者保護に支障が生じるおそれがあるため、本業による改正が適当である。</p>	<p>本業を現状と比較すると、営業所の増設のための事務コストの増加が考えられるもの、信託契約代理店の届出事務の簡素・合理化等の便益が発生することから、全体として便益が増加すると考えられる。 また、本業と代管業を比較すると、いずれにおいても同様の便益が発生する一方、代管業においては、当局が営業所等の体制を確認できず、適切な営業体制が確保されないまま信託契約代理業が行われ利用者保護に支障が生じるおそれがあるため、本業による改正が適当である。</p>
<p>備考</p>	<p>「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)において、「信託契約代理店に係る財務局宛届出等の緩和」について、平成20年度内に下記の「結論・措置」を行うこととされている。 「顧客の保護及び行政上の適正な監督等を担保に支障のない範囲で信託契約代理店における届出事項及びその添付書類の見直しを行う。」</p>	

20年度分 規制の事前評価書
(投資信託及び投資法人に関する法律施行令等改正)

規制の事前評価書(要旨)	
政策の名称	E T F (上場投資信託) の多様化
担当部署	金融庁証券企画市場課 電話番号：03-3506-6000 (内線3621) e-mail：RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成20年5月9日
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】 現在、現物拠出型 E T F が運動対象とする指標は、金融庁長官が個別に告示による指定を行う銘柄に限定されており、投資対象についても指標を構成する銘柄に限定されている。今後、投資信託及び投資法人に関する法律施行令等改正し、現物拠出型 E T F について、銘柄指し出し及び銘柄指し出し以外の指標を運動対象とすることを可能とし、投資対象についても、銘柄指し出しに加え、現物拠出型 E T F について、満たすべき要件を設けることとする。</p> <p>【目的及び必要性】 海外市場では E T F の多様化が進んでおり、我が国においても、我が国において、投資信託に留意しつつ、利用者利便の向上の観点から、E T F について時価に応じた迅速な商品設計を可能とし、その多様化を一層推進する必要がある。</p>
想定される代替案	<p>投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第19条 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第20条第2号イの構成に基づき銘柄指し出しを定める件 (平成13年金融庁告示第55号)</p> <p>現物拠出型 E T F について、銘柄指し出し以外の指標を運動対象とする。また、現物拠出型 E T F について、満たすべき要件を設けることとする。</p>
規制の費用	<p>（遵守費用） 指し出し型 E T F について、その受益証券の市場価格が指標の算出を適切に反映して形成されるための措置が求められるため、規制による費用は生じない。</p> <p>（行政費用） 現物拠出型 E T F について、銘柄指し出しの告示指定が廃止されることから、運動対象を通知するための新たな告示指定を行う費用が削減される。</p> <p>（その他の社会的費用） 指し出し型 E T F について、その受益証券の市場価格が指標の算出を適切に反映して形成されるために必要な措置が講じられ、また、指し出し型の受益証券が運動対象とされることにより、適正な品質が確保されることとなる。このため、投資信託に支障が生じるといった社会的費用が発生するおそれはない。</p>
規制の便益	<p>現物拠出型 E T F について、規制に及びた柔軟かつ迅速な商品設計が可能となるため、E T F の多様化が促進され、利用者利便の向上に資すると考えられる。</p> <p>指し出し型 E T F について、その受益証券の市場価格が指標の算出を適切に反映して形成されるために必要な措置が講じられ、また、指し出し型の受益証券が運動対象とされることにより、適正な品質が確保されることとなる。このため、投資信託の信頼性が適切に図られると考える。</p>
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>費用と便益の關係 現物拠出型 E T F について、銘柄指し出し以外の指標を運動対象とすることを可能とし、その受益証券の市場価格が指標の算出を適切に反映して形成されるために必要な措置が講じられ、また、指し出し型の受益証券が運動対象とされることにより、適正な品質が確保されることとなる。このため、投資信託の信頼性が適切に図られると考える。</p> <p>○代替案との比較 代替案では、指し出し型 E T F について、その受益証券の市場価格が指標の算出を適切に反映して形成されることとなる。この場合、指し出し型の受益証券が運動対象とされることにより、適正な品質が確保されることとなる。このため、投資信託の信頼性が適切に図られると考える。</p> <p>○その他の事項 現物拠出型 E T F について、銘柄指し出し以外の指標を運動対象とすることを可能とし、その受益証券の市場価格が指標の算出を適切に反映して形成されるために必要な措置が講じられ、また、指し出し型の受益証券が運動対象とされることにより、適正な品質が確保されることとなる。このため、投資信託の信頼性が適切に図られると考える。</p>
有識者の見解その他の関連事項	<p>金融庁審判部金融第一課報告「我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて」(19年12月18日公表)において、銘柄指し出しの告示指定のあり方については、「適切な品質形成や相場機能の向上の観点から、対象となる銘柄指し出しを包括的に定めることが適当である」とされ、現物拠出型 E T F に関する法律施行令の改正等については、「投資信託の健全な発展を促進すること」が目的であるとされている。</p>
レビューを行う時期又は条件	<p>投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行後5年以内に、改正後の規定の業務状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

